

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 0.5 → 1

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞

グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞

喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

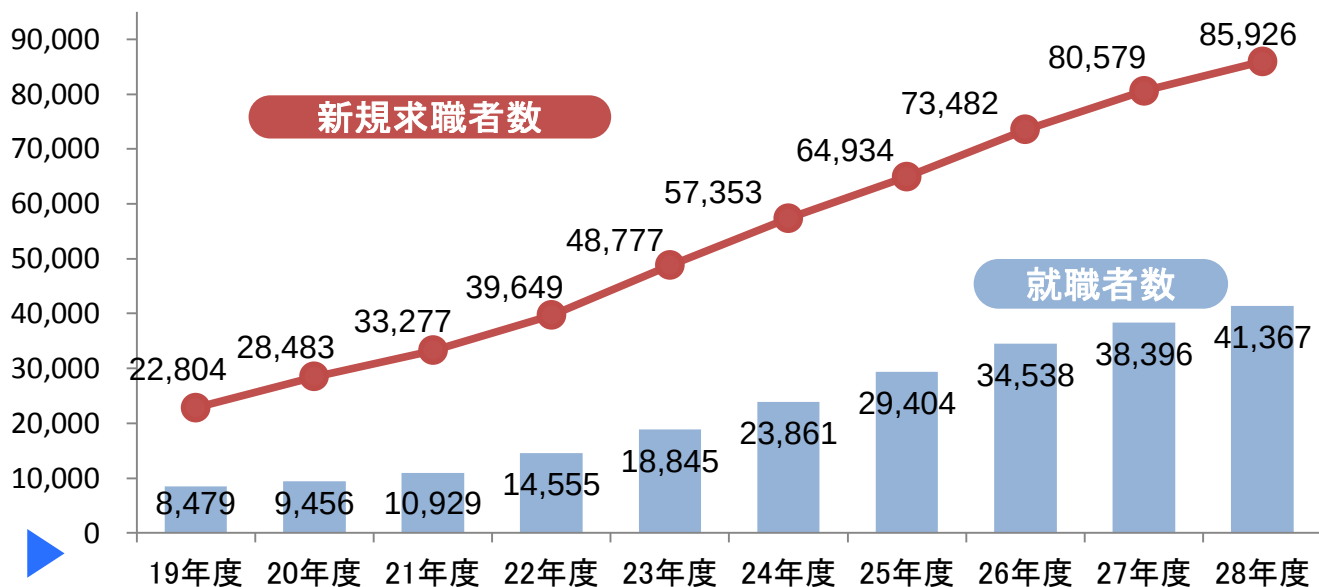
障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	●トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円） ●特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	●ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。 ●精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間： 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象： **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



**事業所へ
の出前講座も
あります**

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。



しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター

検索



▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住 所
桑名	0594-22-5141	511-0078	桑名市桑栄町1-2 サンファアーレ北館
四日市	059-353-5566	510-0093	四日市市本町3-95
鈴鹿	059-382-8609	513-8609	鈴鹿市神戸9-13-3
津	059-228-9161	514-8521	津市島崎町327-1
松阪	0598-51-0860	515-8509	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎
伊勢	0596-27-8609	516-8543	伊勢市岡本1-1-17
伊賀	0595-21-3221	518-0823	伊賀市四十九町3074-2
尾鷲	0597-22-0327	519-3612	尾鷲市林町2-35
熊野	0597-89-5351	519-4324	熊野市井戸町赤坂739-3

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住 所
三重労働局職業対策課	059-226-2306	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎